

「共創」の定義について

（１）協働 ※計画で規定済

対等な二者以上の主体が共通の目的を持ち、それぞれの特性や強みを生かして協力して取り組むことをいいます。市民活動団体、地縁団体、企業、行政等の多様な主体の協働により、相乗効果や新たな取組の創出などが期待できます。

（２）共創

多様な主体による協働を通じて、それぞれの視点や価値観のもと多方面から意見を出し合いながら、互いの特性や強みを生かして、新たな地域活性化の取組の実現、これまで活用されていなかった資源の発掘や新たなサービスの創出など、新たな価値を創出することをいい、以下の取組が考えられます。

- ① 地域の課題解決のための取組を契機として、新たな価値の創出に発展する取組（発展型）
- ② 地域の課題解決のための取組を契機とせず、地域社会をより豊かにしていこうとする思いにより、新たな価値を創出する取組（創造型）